○近畿地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間
二十四号	木津川市山城町上狛宝本一〇番四から同市山城町上狛猩々垣外一番一地先まで

供用開始の期日　平成二十五年四月五日

○近畿地方整備局告示第百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認検査機構アネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	中村　伸吾、松本　篤人
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年三月十五日

○近畿地方整備局告示第百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号

近畿地方整備局長　17

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

建築検査機構株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	志田　裕彦
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○近畿地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橿原市新堂町五二番一から五條市小山町一三三番二まで	前	BA 八・三五～二二・八〇	五一・五〇メートル～一五・三一五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・三五～二二・八〇	五一・五〇メートル～一五・三一五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○中国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
防府市大字台道字市屋山二七番一地内	前	五七・八〇～六六・八〇	一一六・八〇メートル～一〇八・八〇キロメートル
	後	五七・八〇～六六・八〇	一一六・八〇メートル～一〇八・八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長門市仙崎字小浜一三七番一地内	前	二〇・八〇～二〇・八〇	四三・〇〇メートル～四三・〇〇キロメートル
	後	二〇・八〇～二〇・八〇	四三・〇〇メートル～四三・〇〇キロメートル
長門市三隅下字坂ノ上一八四七番一から同市三隅下字坂ノ上一八五二番まで	前	二五・〇〇～二二・〇〇	三〇・〇〇メートル～二五・〇〇キロメートル
	後	二五・〇〇～二二・〇〇	三〇・〇〇メートル～二五・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間
二　号	防府市大字台道字市屋山二七番一地内

供用開始の期日　平成二十五年四月五日　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所